



⇒研究計画

- ・計画した研究が「審査を要する研究の判断（フローチャート）」に該当する場合は研究倫理審査申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」）及び添付書類を作成してください。

⇒申請書等の提出

- ・申請書（審査区分において、新規、変更、又は継続にチェック）を、教育研究支援課学術・研究担当に提出してください。（人を対象とする研究倫理審査委員会規則（以下、規則）第9条第1項）

⇒審査

- ・審査結果は、申請書が提出された日の属する月の翌月末迄に審査結果通知書によりお知らせします。（規則第12条第2項）
- ・「承認」は、通知日から、「条件付承認」は、通知された条件や指示に従い、通知日から研究を開始できます。（規則第14条）
- ・研究計画を継続又は変更する場合は、改めて申請書等を提出してください。（規則第16条第1項）
- ・審査結果に異議があるときは、研究倫理審査結果不服申立書（別紙様式第4号）（以下「不服申立書」）を教育研究支援課学術・研究担当に提出してください。（規則第15条第1項）

- ・不服申立書の提出期限は審査結果の通知日の翌日から起算して30日以内です。（規則第15条第2項）

⇒検証

- ・学長は、改善すべき事項があるときは、必要な指導及び勧告を行います（規則第17条第3項関係）。

【検証】

